

平成 28 年度スポーツツーリズム戦略推進事業  
(プロ野球キャンプ等訪問観光促進事業)  
企画提案仕様書

1 事業名

平成 28 年度スポーツツーリズム戦略推進事業 (プロ野球キャンプ等訪問観光促進事業)

2 事業期間

契約締結の日から平成 29 年 3 月 31 日 (金) まで

3 事業目的

沖縄県では、沖縄観光の新たな魅力の創出や着地型観光の拡充等を図るため、スポーツツーリズムを推進しており、現在、国内外の多くのプロ野球球団等のスポーツチームのキャンプ等が集積し、日本有数のキャンプ地を形成している。

全国的にスポーツキャンプ等誘致の地域間競争が激しくなる中、プロ野球をはじめとしたキャンプ観戦を目的とする観光を今以上に推進するため、キャンプ期間中の来訪への動機作りやプロ野球球団等キャンプ開催チームとの連携を強化する必要があると考えている。

そこで、本事業をとおして、プロ野球球団等キャンプ開催チーム、市町村及び受入協力会等と連携しつつ、キャンプ集積地ならではの全県的な取組を行うことで、キャンプ期間中の来訪者の増加及び経済効果の向上、プロ野球沖縄キャンプの維持・拡大を図るとともに、キャンプ開催地としてのブランド化を目指す。

また、沖縄プロ野球キャンプ等に関する情報発信を強化する等、キャンプ訪問を促進させる各種取組を行う。

4 業務内容

(1) 誘客促進に向けた取組

キャンプ開催チームのキャンプ期間中の誘客増加を図るため、キャンプ開催チーム、市町村及び受入協力会等と連携し、全県的な取組を行う。

(2) 地域活性化及びキャンプ開催チーム等に貢献する施策の実施

沖縄県のスポーツキャンプ地としての優位性を活用し、各地域及びキャンプ開催チーム等に貢献するコンテンツ開発・受入体制整備等の施策を行うことで、経済効果の向上及び地域活性化を図るとともに、キャンプ開催地としてのブランド化を図る。

(3) プロモーション活動等

① 県内外におけるプロモーション活動を行う。

② プロ野球沖縄キャンプの魅力化に向けた情報発信ツール等の制作・作成

(ア) プロ野球キャンプに係る情報を、日本語・韓国語・中国語の 3 言語で統合的に発信するポータル web サイトを構築・運営すること。

(イ) 当サイトは、キャンプ期間中の各チーム基本情報、各チームの日々の情報の随時更新・発信、当事業及び各受入市町村の PR 等を中心とし、沖縄県内のプロ野球キャンプ情報を総覧できる充実した内容とすること。

③ プロ野球沖縄キャンプ攻略ガイドブックの作成

④ プロ野球キャンプ等の歓迎支援・機運醸成

(ア) 空港やキャンプ地等での歓迎の広報

(イ) キャンプ歓迎バナー (既存のもの) に係る保管・運搬・掲出等

⑤ その他、プロ野球沖縄キャンプを盛り上げるツール等を作成する。

(4) プロ野球キャンプ受入市町村意見交換会の実施

プロ野球キャンプ受入市町村の担当者等を集めた意見交換会を年3回行うこと。(9月・12月・3月予定)

(5) プロ野球沖縄キャンプの維持・拡大に向けた取組

プロ野球球団等キャンプ開催チームにとっての価値向上に資する施策等の検討を行う。

(6) その他、プロ野球キャンプ全体を盛り上げ、誘客効果の高い魅力ある取組を自由提案すること。

(7) 取り組み効果の検証等

業務内容の効果検証等を行い報告書を取りまとめること。

## 5 業務の再委託について

(1) 一括再委託の禁止等について

本業務委託契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。また、以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

(2) 再委託の相手方の制限について

上記、(1) で定める「契約の主たる部分」とは以下のとおりとする。

①契約金額の50%を超える業務

②企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務

③指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

## 5 成果品

(1) 業務実施報告書 20部

(2)(1)の電子データ

## 6 提案総額の上限額等

(1) 総事業費は、57,861千円(税込)を上限として見積もること。

(2) 各経費は税抜き価格とし、別途消費税額を併記すること。

(3) この金額は企画提案のために設定した金額であり、実際の契約金額とは異なる。

## 7 提案にあたっての留意事項

(1) 本仕様書に記載の業務内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の委託契約の仕様書とは異なる場合がある。

(2) 企画提案書が入選した場合においても、提案のあった内容をすべて実施することを保証するものではない。

(3) 本仕様書記載の委託業務の内容については、実施段階において、予算や諸事情によって変更することがある。

(4) 本契約により制作された制作物の著作権は沖縄県に帰属する。

(5) 本事業は国の補助などを活用して実施するものであり、受託者は経理管理に当たっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法第179号)に基づき、適正に執行する必要がある。